

東浦町景観条例

平成 28 年 12 月 22 日
東浦町条例第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 景観計画（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 行為の届出に関する事項等（第 7 条—第 14 条）
- 第 4 章 景観重要建造物等（第 15 条—第 18 条）
- 第 5 章 景観形成の推進施策（第 19 条—第 21 条）
- 第 6 章 東浦町景観審議会（第 22 条）
- 第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第 2 条 町は、良好な景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、公共施設（法第 7 条第 4 項に規定する公共施設をいう。）の整備を行う場合には、良好な景観を形成するために先導的役割を担うよう努めなければならない。

（町民及び事業者の責務）

第 3 条 町民及び事業者は、良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第 2 章 景観計画

（景観計画）

第 4 条 町長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

（景観計画への適合）

第 5 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出を行った者は、当該届出に係る行為を景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合させなければならない。

（景観形成重点区域）

第 6 条 町長は、法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区

域」という。)において、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める区域を景観形成重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

- 2 町長は、重点区域に関する事項を景観計画に定めるものとする。
- 3 町長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、重点区域を指定するときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 5 町長は、必要があると認める場合は、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができる。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による重点区域の変更又は重点区域の指定の解除について準用する。

第3章 行為の届出に関する事項等

(事前協議)

第7条 法第16条第1項の規定により届出を行う者は、当該届出を行う前に、当該届出に関する事項について、町長に協議しなければならない。

- 2 前項の協議(以下「事前協議」という。)を申し出る者(以下「事前協議者」という。)は、規則で定めるところにより、事前協議書を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に基づき協議を行うものとする。
- 4 町長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

(条例で定める届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

- 2 景観計画区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合においても同様とする。

(1) 愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号。以下「県条例」という。)

第5条第1項若しくは第2項又は第6条第5項若しくは第6項の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る許可を要する行為

(2) 県条例第10条第1項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造に係る許可を要する行為

(届出の方法)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出を行う者は、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項に定めるもののほか、規則で定める書類を当該届出に添付しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により届出を行う者は、規則で定める書類を当該届出に添付し

なければならない。

(助言又は指導)

第10条 町長は、事前協議又は法第16条第1項若しくは第2項に規定する届出を行った者に対し、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

2 町長は、第8条第2項に規定する届出を行った者に対し、景観計画に定める良好な景観の形成のために必要な事項に適合するよう必要な助言をすることができる。

(条例で定める届出の適用除外行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕に限る。）若しくは模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替に限る。）又は色彩の変更（大規模の色彩の変更に限る。）

(2) 法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕（大規模の修繕に限る。）若しくは模様替（大規模の模様替に限る。）又は色彩の変更（大規模の色彩の変更に限る。）

(勧告及び命令の手続等)

第13条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、東浦町景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない場合の措置)

第14条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、良好な景観の形成のために必要な措置を行わないと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告に係る行為の内容及び場所

(3) 当該勧告の内容

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見

を聴かなければならない。

- 2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しない。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第16条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないよう行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第18条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 剪定^{せん}その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

第5章 景観形成の推進施策

(景観アドバイザー)

第19条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、東浦町景観アドバイザー（以下

「景観アドバイザー」という。)を設置することができる。

- 2 景観アドバイザーは、景観計画に定める良好な景観の形成に関する事項について意見を述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、町長が定める。

(助成等)

第20条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為等を行う者に対し、予算の範囲内において当該行為等に要する費用の一部を助成し、又は技術的支援を行うことができる。

- 2 町長は、前項の規定により助成し、又は技術的支援を行おうとするときは、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第21条 町長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる建築物(法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)、工作物(建築物を除く。)、屋外広告物(同条第3項に規定する屋外広告物をいう。)その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 町長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う者を表彰することができる。
- 3 町長は、前2項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 東浦町景観審議会

(景観審議会)

第22条 町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため東浦町景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 7 条の規定は、平成 29 年 6 月 1 日以後に行う法第 16 条第 1 項の規定による届出に係る行為について適用する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員の項から環境審議会委員の項まで 略			教育委員会委員の項から環境審議会委員の項まで 略		
都市計画審議会委員	日額	10,000 円	都市計画審議会委員	日額	10,000 円
景観審議会委員	日額	10,000 円	旅館建築審査会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略		
旅館建築審査会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略			備考 略		
備考 略			備考 略		

附 則(平成 29 年 6 月 27 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

(1) 行為に係る面積が 500 平方メートルを超える行為であって、次に掲げるもの

ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

イ 木竹の植栽又は伐採

ウ 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

(2) 水面の埋立て又は干拓

別表第 2（第 11 条関係）

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する建築等であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 高さ（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定により算定するものをいう。）が 10 メートル以下のもの
 - イ 延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号の規定により算定するものをいう。）が 1,000 平方メートル以下のもの
 - ウ 各戸の総数が 20 戸未満の共同住宅に係るもの（一団を形成すると町長が認める区域にあっては、当該区域における全ての共同住宅（複数の事業者に係るものを含む。）の各戸の総数が 20 戸未満となる場合に限る。）
- (2) 法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する建設等（太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）に係るものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 地上からの高さが 10 メートル以下のもの
 - イ 敷地の用に供する土地の面積が 1,000 平方メートル以下のもの
- (3) 法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する建設等（太陽光発電設備に係るものに限る。）であって、当該設備に係る太陽電池モジュールの水平投影面積が 1,000 平方メートル以下のもの
- (4) 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する開発行為であって、当該開発行為に係る面積が 500 平方メートル以下のもの